

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表における建築用途の類似例一覧表

JIS A 3302-2000		建築用途の類似例	
類似用途別No.	建築用途	類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
1	イ 集会場施設関係	公民館・自治会館・葬祭場・地区集会場・斎場（炉の面積は除外してよい。） 神社・寺院・教会・宗教関係の集会場	① 宿泊施設を有する場合は、宿泊施設に準じて処理対象人員の算定を行い、別途加算することなどの配慮が必要である。 ② 神社・寺院等で住宅が併置されている場合は、その処理対象人員を別途加算することなどの配慮が必要である。また、管理人員・飲食店がある場合は、複合用途として取り扱うことができる。 ③ 神社・寺院等の庫裏は住宅として、また、社務所は事務所で算定し、別途加算することなどの配慮が必要である。なお、内陣の部分の面積は除外することができる。
		競輪場・競艇場・競馬場	① 調教師住宅・選手宿舍等が併設されている場合は別途加算することなどの配慮が必要である。
	ハ 観覧場・体育館	野球場・陸上競技場・サッカー場	① 床面積は屋内部分と客席部分の合計とし、競技場の部分（フィールド）は除くことができる。 ② 建物が無く、芝生席のみの場合は、芝生席部分の面積を床面積とみなすことができる。
		室内トレーニング場・ヘルスクラブ・道場・武道場・屋内ゲートボールセンター・アスレチッククラブ・フィットネスクラブ エアロビクスダンス場・ジャズダンス場	① 屋外のゲートボール場については、[6]の[チ]の項を適用することができる。 ① シャワーを使用する場合は、シャワー1個1日当たり200～300ℓの水量を別途加算することなどの配慮が必要である。
2	イ 住宅	2世帯住宅	① 同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは床面積に算入する。 ② 別棟の建物が便所等の無い農業用倉庫である等、人員の利用が明らかに無い場合は、床面積から除外することができる。
		長屋（各戸別に浄化槽を設置する場合）	① 1戸単位で算出する。
		リゾートマンション	① 共同住宅の算定は、全体の戸数を[K]、1居室だけで構成されている戸数を[K1]として、次に掲げる[N1～N3]を計算する。（A：延べ面積） $N1 = 2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1) \quad N2 = 0.05 \times A$ $N3 = 6 \times K$ この時算定人員[n]は $N1 < N2 \text{ かつ } N2 < N3 \text{ の場合は } n = N2$ $N1 > N2 \text{ の場合は } n = N1$ $N3 < N2 \text{ の場合は } n = N3$ ② 共同住宅の1戸が1居室だけで構成されている場合でも、1戸の床面積が40㎡を超える場合は、3.5人/戸として算定するなど配慮が必要である。 ③ リゾートマンション等で屋内プール・娯楽施設・アスレチック等を併設している場合は、別途加算することなどの配慮が必要である。
	長屋（長屋を構成する各戸が、共同で集中浄化槽を設置する場合）		

JIS A 3302-2000		建築用途の類似例	
類似用途別No.	建築用途	類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
2	住宅施設関係 ハ 下宿・寄宿舎	社員寮	① 社員寮の場合で、各室に浴室が無く定員が明確なものは、[住宅施設関係]のニで算定することができる。 ② 下宿・寄宿舎等であっても、各室に風呂・台所・便所がある場合は、共同住宅で算定するなどの配慮が必要である。 ③ グループホームにおいては、施設の規模、配置、及び各室の独立性などから判断し、下記を参考として取り扱う配慮も必要である。 ・各住戸に風呂、台所、便所があり独立している場合は、共同住宅で算定する。 ・老人福祉法に規定される老人福祉施設及び老人ホームと施設計画上一体である場合には、一般の老人ホームとして算定する。
		グループホーム（水廻りが1カ所または数カ所に集中して設けられるもの。）	
3	宿泊施設関係 イ ホテル・旅館	老人ホームのデイサービス（昼間預かり） 特養老人ホーム・老人保健施設 宿泊のある授産施設 刑務所	一般の老人ホームと同様、定員に加算することができる。
		山小屋・山荘・民宿・保養所	① 山小屋・山荘・民宿・保養所は、宴会場無しで算定することができる。ただし、一般対象のレストラン・プールが併設されている場合は、複合用途として別途算定するなどの配慮が必要である。 ② 宴会場が宿泊客のみによって利用されることが明らかな場合は、宴会場無しで算定することができる。 ③ 結婚式場・宴会場が無い場合は、P.48の参考値を基に算出した計画汚水量をQ1、人槽に算定基礎汚水量（200ℓ/人・日）を乗じて算出した計画汚水量をQ2とすると、決定計画汚水量Qは、Q=Q2とすることができる。（しかしこの場合においても計画BOD負荷量の算定にはP.48の参考値をそのまま用いる必要がある。） ④ 結婚式場で飲食を伴うものは、宴会場有りで算定するなどの配慮が必要である。
4	医療施設関係 イ 病院・療養所・伝染病院	個室付き浴場・ラブホテル	
		簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	
5	店舗関係 イ 店舗・マーケット	山小屋・山荘・民宿・保養所	① 業務用厨房とは、内部職員の食事または、患者給食のために使用する厨房をいい、外来、見舞客等も利用する場合は、別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ② 患者のリハビリ療法のひとつとして調理を行うような場合は、汚水量・BOD量を考慮し加算するなど配慮が必要である。 ③ 洗濯設備は、病衣、手術衣、白衣、シーツなどを集めて洗濯する設備をいい、家庭用電気洗濯機が2～3台置かれている程度のもは、業務用洗濯設備に含まないので留意が必要である。
		結婚式場・宴会場を主たる用途とする建築物	
5	店舗関係 イ 店舗・マーケット	針灸院・整骨院・マッサージ所	① 動物の糞尿等は、浄化槽法第2条に基づく処理対象排水の範疇以外のものとし、別途処理するなど配慮が必要である。
		犬猫病院・動物病院	
5	店舗関係 イ 店舗・マーケット	理容院・美容院・コインランドリー	① 家具・家電・自動車・自転車・バイク・ボート・ショールーム等の専門店で、売り場面積に対し外来客の収容人員が少ないことが明らかな場合は、その部分について一般店舗より少ない、処理対象人員として算定することができる。 ② 鮮魚店・惣菜店等は実状に応じて[ハ]の飲食店を適用するなどの配慮が必要である。 ③ ペットショップにおいては、動物の糞尿及びペット美容の排水は別途処理するなど配慮が必要である。 ④ クリーニング店の業務用排水は別途処理するなどの配慮が必要である。 ⑤ コンビニエンスストアで、おでん、揚げ物、シェーク等、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は[ロ]の百貨店を適用するなどの配慮が必要である。
		自動販売機により飲食させる店舗 容器残留物を汚水系に排出しないように特別の措置が講じられている（以下「容器別処理」と言う。） ファーストフードの客席部分・持ち帰り専用弁当店、持ち帰り専用寿司店の販売部分 ペットショップ・ホームセンター・クリーニング店 コンビニエンスストア	

JIS A 3302-2000		建築用途の類似例			
類似用途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の「建築用途」〔類似建築用途〕を適用する場合の付記・注意事項	
5	店舗関係	ロ	百貨店	<p>① 店舗・マーケットで延べ面積が1,500㎡を超え、飲食店・娯楽施設を併設する等、外来客の滞在時間が比較的長いと考えられる大規模店舗は、百貨店とみなし算定する。</p> <p>なお、店舗内に飲食部分がある場合は〔店舗関係ハ〕の項により算定し加算するなどの配慮が必要である。</p>	
		ハ	飲食店 一般の場合	仕出し屋・弁当屋	<p>① 一般に客席はないが、店内で加工して販売することがあるので「飲食店一般の場合」を適用する。ただし、大規模（排水量50㎡/日以上）の弁当製造業を除く。</p> <p>② 提供する食数及び調理内容により油物等が多い場合は、厨房部分に関し汚濁負荷の高い場合を適用するなどの配慮が必要である。</p> <p>③ 持ち帰り専用弁当店の客席部分については、「店舗関係イ」で算定することができる。</p>
				お好み焼き店・ラーメン専門店 レストラン（和洋食を共に提供するようなものを言う。） ファミリーレストラン・郊外レストラン・ドライブイン バー・キャバレー・スナック・ビアホール	① ラーメン専門店において、調理品目・内容により油物等が多い場合、汚濁負荷の高い場合を適用するなどの配慮が必要である。
				屋上ビアガーデン	① 屋上の使用部分の面積を延べ面積とみなすなどの配慮が必要である。
				容器別処理以外のファーストフード店	
				容器別処理のファーストフード店の厨房部分・手作り和洋菓子店の厨房部分	① 客席部分については、「店舗関係イ」で算定することができる。
6	娯楽施設関係	ル	キャンプ場	① キャンプ場でシャワーがある場合は、〔集会場施設関係ハ〕のシャワーに準じて加算するなどの配慮が必要である。	
		ラ	ゴルフ場	<p>① ゴルフ場のクラブハウス内に、宿泊施設・飲食店がある場合は、別途加算するなどの配慮が必要である。</p> <p>② ゴルフ場のコース途中に設置されている便所は、公衆便所として、休憩所（茶屋）は、店舗として別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。</p>	
		共通注意事項		① 営業時間が別表の建築用途別排水時間を超える場合は、その分を加算して算定する。（例えば、ボウリング場で営業時間が15時間の場合は、処理対象人員を15/10倍する。）	
7	駐車場関係	イ	サービスイリア	<p>① 便所と売店がある場合は、それぞれに適用加算し、飲食店がある場合は、別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。</p> <p>② 便所の汚水量は、小便器について押しボタン式の条件で規定してあるため、自動洗浄方式を採用する場合は、水量が多くなることから、計画に際しては十分配慮する必要がある。</p>	
			売店	<p>一般部</p> <p>観光部</p> <p>売店なしPA</p> <p>一般部</p> <p>観光部</p>	
		ロ	駐車場・自動車庫		
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	<p>① 学校における便所洗浄方式は、洗浄方式及び設定条件により水量が著しく異なる。また、給食施設の有無により水量が異なるため、計画に際しては十分配慮する必要がある。</p>	
			花・茶・ピアノ等の教室・カルチャーセンター塾・託児所・盲学校・ろう学校・養護学校・学童保育所		

JIS A 3302-2000		建築用途の類似例	
類似用途別No.	建築用途	類似建築用途	左記の「建築用途」〔類似建築用途〕を適用する場合の付記・注意事項
8	学校施設関係 □ 高等学校・大学・各種学校	自動車教習所・高等専門学校・予備校	① 定時制の高校、二部制の大学の場合は、定員の1/4を処理対象人員に加算することができる。 ② 学校に隣接しない別敷地に体育館を建設する場合は、〔集会場施設関係 ハ〕の項により算定することができる。 ③ グラウンドで床面積のない場合は、授業定員で〔学校施設関係ロ〕により算定することができる。 ④ 生協等の購買部は、定員に含めるものとし、食堂は〔店舗関係〕により別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ⑤ 大学は、理科系・文化系など、専門別で汚水の水量及び水質が異なる場合もあるので、計画に際しては十分配慮する必要がある。 また、理科系の実験・実習排水及び放射線排水は、浄化槽に流入させてはならない。
	ハ 図書館	美術館・博物館・展示場	
9	事務所関係 イ 事務所	銀行・庁舎・証券会社・郵便局・派出所 宿泊を伴わない研修所	① 郵便局については、事務所部分の面積を対象とし、作業部分については〔作業場関係 イ〕により別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ② 食事を提供する施設が、事務所内に設けられている場合は、業務用厨房設備とする。ただし、湯沸室などは該当しない。 ③ 厨房設備無の場合は、P. 50の参考値を基に算出した計画汚水量をQ1、人槽に算定基礎汚水量(200ℓ/人・日)を乗じて算出した計画汚水量をQ2とすると、決定計画汚水量QはQ=Q2とすることができる。(しかしこの場合においても計画BOD負荷量の算定にはP. 50の参考値をそのまま用いる必要がある。)
10	作業場関係 イ 工場・作業所・研究所・試験所	倉庫・アトリエ・卸売り店舗 宿泊のない授産施設・郵便局の作業部分	① 工場等で、2交替制、3交替制勤務が行われる事業所等で、延べ作業人員(2交替の場合は、定員×2)を定員として算定することができる。 ② ①の事業所等で、作業員用に浴室が設けられている場合であって、使用水量が多く汚濁負荷の高い場合は、業務用厨房設備が「有り」とみなすことができる。 ③ 作業人員は、トラックの運転手、助手等の利用率も考慮する。 ④ 研究・試験施設の実験、分析による排水は、別途処理するなどの配慮が必要である。
11	1 10 の用途に属さない施設 イ 市場		① 市場は青果市場と生花市場をいい、食肉市場と魚市場は含まれない。食肉市場は作業場排水系に属するものであり、別途処理するなどの配慮が必要である。
	ロ 公衆浴場	サウナバス・健康ランド浴場・レジャー浴場	① 娯楽施設等が併設されている場合は、その部分の用途で別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ② 短期間に多量の排水が浄化槽に流れ込むことにより、浄化槽の負荷が大きく左右される場合、適正な流量調整槽を配置するなどの配慮が必要である。
	ハ 公衆便所	ハウジングセンター内便所・公園便所	① 利用状況により、汚水量が実情に合わない場合には、排水実態に合った浄化槽の計画を行う必要があり、十分な配慮が必要である。
	ニ 駅・バスターミナル		① 乗客数は通常時の人員であるが、観光地等特殊な場合においては、ピーク時等を考慮し、処理対象人員を算定するなどの配慮が必要である。